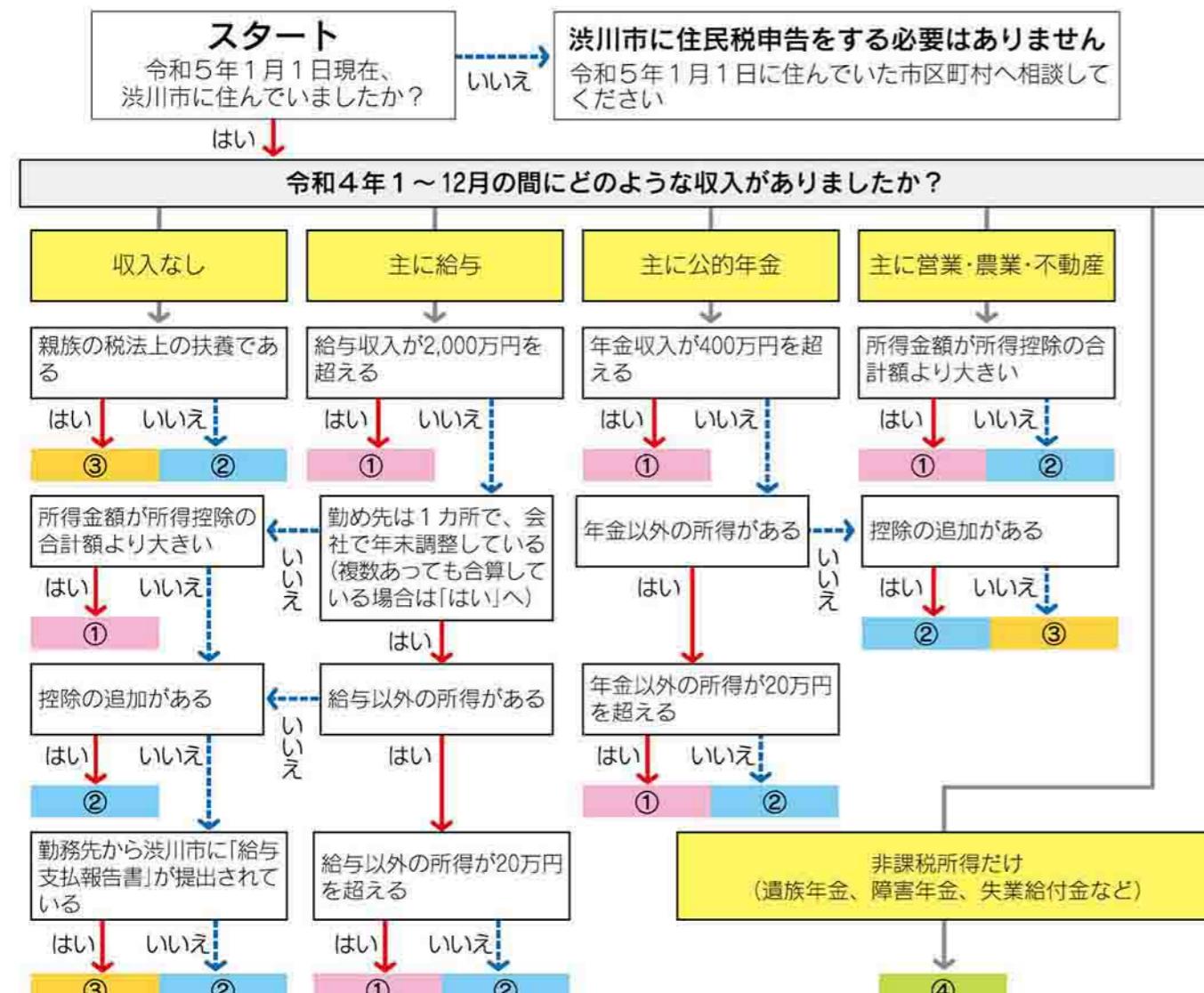


住民税申告・確定申告の簡易判定フローチャート



《判定結果》

① 確定申告が必要です	確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
② 住民税申告が必要です	簡易な内容なら電話申告が可能です。 所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
③ 申告をする必要はありません	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
④ 申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置や、国民年金保険料の申請免除を受ける場合、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です。

※フローチャートを見てもよくわからないという人は、申告会場(回2251)へ問い合わせてください



税の申告は正しくお早めに

市は、2月1日(水)から、所得税および復興所得税の確定申告(以下「確定申告」)、市県民税の申告(以下「住民税申告」)の相談受付を行います。

ご自身が申告をする必要があるかどうか、5ページのフローチャートを確認の上、期限までに正しく申告してください。

詳しくは、本税務課(回22113)または申告会場(回2251)へ。

確定申告とは？

や、給与・公的年金を受給している人は、通常、住民税の申告は不要です。住民税申告が必要になるのは、次のようないます。

確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得(1)の金額と、それに対する所得税などの額を計算して確定させることの手続きです。

確定申告が必要になるのは、主に次のような人です。

●個人で商店や事業、農業を営んでいる人

●不動産収入がある人

●給与や公的年金以外に20万円を超える所得がある人

●天引きされていた所得税を精算して、給与や公的年金から源泉徴収と差額分を、還付金として受け取ることができます。

●このほか、医療費控除(2)や寄付金控除(3)など

●ある場合は、確定申告により所得税を精算して、給与や公的年金から源泉徴収

●△土地・建物、株式の売却による収入があつた人など

●△給与や公的年金以外に20万円を超える所得がある人

●△個人で商店や事業、農業を営んでいる人

●△扶養(5)となつていらない人

●△給与や公的年金以外の所得がある人

●△扶養(5)のうち、親族の扶養(5)となつていらない人

●△無収入の人たち、親族の扶養(5)となつていらない人

●△扶養(5)となつていらない人

確定申告と 住民税申告との違いは？

住民税は、確定申告の内容や、勤務先から市町村に送られる給与支払報告書

④などに基づいて課税するため、確定申告をした人

e-Taxで手続きを

申告会場またはロードヤードで「住民税申告が必要です」と判定された人は、手続きしてください。

なお、簡単な内容であれば、電話で手続きできます。

このほか、5ページのフローチャートで「住民税申告が必要です」と判定された人は、手続きしてください。

扶養(5)となつていらない人の申告は不要です。

△申告会場 || ビエント高崎または市役所第二庁舎あじかいホール

申告会場

△申告会場 || 市役所第二庁舎あじかいホール

△e-Tax(6) || インターネットで24時間手続き可能

△申告会場 || ビエント高崎または市役所第二庁舎あじかいホール

△申告会場 || 市役所第二庁舎あじかいホール

△申告会場 || ビエント高崎または市役所第二庁舎あじかいホール

△申告会場 || ビエント高崎または市役所第二庁舎あじかいホール

POINT! 申告に関する用語解説

①所得

「収入」から「必要経費」を引いた金額をいいます。給与や公的年金は、収入額に応じて一定の式により所得を計算します。

②医療費控除

その年に支払った医療費の合計額が一定額(※)を超える場合に、その超えた分を所得金額から差し引くことができます。

※「10万円」または「総所得金額等×5%」のどちらか低い方の金額

③寄付金控除

その年に支払った寄付金の合計額から2,000円を除いた額を、所得額や税額から差し引くことができます。主に、ふるさと納税などが該当します。

④給与支払報告書

勤務先などから従業員の住所地の市区町村に対して、給与の支払い状況を報告するもので、源泉徴収票と同じ内容が記載されています。

⑤扶養

自身の収入で生計を立てられない家族や親族を経済的に援助することです。世帯主が配偶者や子どもなどを扶養している場合が多いです。

⑥e-Tax(イータックス)

所得税を含む国税の申告や書類の作成、届出などの手続きをインターネットを通じて行うことができるシステムです。



税務署での確定申告が必要な人

高崎税務署
027-322-4711

(別表3) 税務署での確定申告が必要な人

対象
□ 青色申告をする人
□ 損失申告をする人
□ 修正申告、更正の請求をする人
□ 過年分の申告をする人
□ 死亡した人の申告(準確定申告)をする人
□ 山林所得があつた人
□ 土地、建物、株式の売却による収入があつた人
□ 総合譲渡所得があつた人
□ 分離退職所得があつた人
□ 仮想通貨、先物取引、FXによる収入があつた人
□ 相続等に係る生命保険契約に基づく年金収入があつた人
□ 外国で受け取っている年金収入があつた人
□ 年間取引報告書を用いて申告をする必要がある人
□ 雜損控除、外国税額控除の適用を受ける人
□ 外国居住者を扶養に追加する人
□ 住宅借入金等特別控除の1年目または連帯債務の人
□ 贈与税、消費税の申告をする人
□ その他特殊な内容の申告

※申告書の作成が完了している場合は、市の申告会場で預かれることができます

ネットで24時間いつでも申告 e-Taxをご利用ください

パソコン、スマートフォン、タブレットから、お好きな時間に申告できます。

①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」にアクセス



②申告書を作成する

※自動計算・自動入力で便利です



③申告書を送信・提出する



▷マイナンバーカード方式=マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンから送信

▷ID・パスワード方式=税務署で発行されたID・パスワードでログインして送信

▷郵送で提出=印刷して高崎税務署(〒370-8611・高崎市東町134-12)へ郵送

問合せ先 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)

税務署での確定申告は2月16日から

申告しようとする内容が別表3に該当する人は、税務署の申告会場で確定申告を行う必要があります。必要書類を持参の上、下記のとおり手続きしてください。

とき 2月16日(木)～3月15日(水)午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

※2月19日(日)・26日(日)は受け付けを行います

ところ ビエント高崎

(高崎市問屋町2-7)

※下記地図参照(高崎税務署とは場所が異なりますので、注意してください)



その他 会場への入場には、整理券が必要です。入場整理券の取得方法

は、国税庁LINEから申し込む事前取得と、会場での当日配布の2種類があります

【LINEからの事前取得】

右の2次元コードから国税庁ホームページを確認の上、国税庁LINE公式アカウントを登録し、相談会場と日時を選択して申し込んでください。



【会場での当日配布】

ビエント高崎で当日配布を行いますが、混雑状況により、後日の案内となる場合があります。

問合せ先 高崎税務署(027-322-4711)

ビエント高崎 アクセスマップ



市で申告相談が受けられる人

申告会場
22-2251

(別表2) 申告に必要な書類など

対象	必要書類など
申告者全員	黒のボールペン、マイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類
還付申告の場合	申告者本人の口座番号が分かるもの(通帳など)
所得に関するもの	給与・年金所得 源泉徴収票(コピー、データ可)※1 事業(営業・農業)、不動産所得 収支内訳書(前もって記載すること) 雑・一時所得 収入金額・必要経費が分かる書類 配当所得 支払通知書など
控除に関するもの	社会保険料控除 国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など 生命保険料控除 控除証明書、支払金額を証明する書類 地震保険料控除 医療費控除の明細書(前もって記載すること)、医療費のお知らせ(各保険者が発行)、おむつ使用証明書など※2 医療費控除 障害者控除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など 寄附金控除 寄附金の領収書など(ふるさと納税でワンストップ特例申請をしていても領収書が必要です)

※1 税制改正により、確定申告の際に条件を満たせば源泉徴収票等の添付が必要になりましたが、渋川市では通常より早く申告の受付を開始している都合上、源泉徴収票などの持参をお願いしています

※2 介護サービス利用料については、医療費控除対象となる金額を請求者(事業者・施設など)に事前に確認しておいてください

市での申告相談について

住民税申告のほか、所得税の確定申告のうち簡易的なもの(別表3に該当しないもの)に限り、別表1の会場で受け付けを行います。

別表2を確認し、必要な書類を準備の上、申告会場へ持参してください。

※整理券の当日分が終了した場合は、別会場・日程またはe-Taxでの申告をお願いします

※申告内容が別表3に該当する場合は、市で受け付けできません。高崎税務署(ビエント高崎)またはe-Taxで申告してください

(別表1) 申告会場ごとの受付日時・内容

ところ	とき(平日のみ)	受付内容
いほ市 木舎役 いあ所 ルジ第 さ二	2月1日(水)～3月15 日(水) 午前9時～正午 午後1時～4時	住民税申告 所得税などの確定申告
行政持 セ赤シ 城小野 タ北橋上	2月16日(木)～3月15 日(水) 午前9時～正午 午後1時～3時	簡単な住民税申告 簡単な所得税の確定申告 ※事業所得(営業・農業・不動産)がある人は第二庁舎で申告してください

※第二庁舎と各行政センターでは受付期間や受け付けできる内容が異なりますので、注意してください

※受付は午前・午後の部ともに終了時刻の30分前までです

※混雑状況により、午前中に来庁した人でも午後の部の受け付けとなる場合があります

※第二庁舎では、電話による簡単な住民税申告も受け付けます。各行政センターでは、申告に関する電話での問い合わせは受け付けていません

来場に当たってのお願い

例年、申告期間の前半・週明け・午前中は、会場が特に混雑します。新型コロナウイルス感染症拡大リスクも高まることから、来場の際は十分な感染症予防対策をお願いします。

▷混雑回避のため、なるべく申告者1人で来場してください

▷マスクの着用など、感染予防対策をお願いします

▷収支内訳書や医療費控除の明細書などの添付書類は、必ず事前に作成してください

※申告相談受付職員は作成できません

▷当日配布の入場整理券(第二庁舎あじさいホール会場のみ)は、申告に必要な添付書類(収支内訳書や医療費控除の明細書など)の作成が済んでいる人から配布します

※収支内訳書などの書類は、申告会場または税務課にあります。また、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます

市民向けパソコンブースをご利用ください

申告会場内に、ご自身でパソコンを操作して、申告書を作成できるブースを設置します。



入力補助スタッフが操作方法を案内しますので、ぜひ、利用してください。

※国税庁確定申告書作成ソフトを用います
※別表3に該当する場合など、申告内容によっては対応できない場合があります

とき 2月1日(水)～3月15日(水)午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜日、祝日を除く

ところ 市役所第二庁舎あじさいホール